

高崎市(群馬県)

(2006年4月19日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年1月23日	合併の方式：新設・ 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：311,432人(高齢化率 ⁽²⁾ 16.8%)	面積 ⁽³⁾ ：307.42k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：94人(法定上限46人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：2,111人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.848	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：90.7%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：115,191,174千円		
うち、地方税45,611,326千円、地方交付税7,549,570千円		
合併特例債発行予定額 ⁽⁹⁾ 32,580百万円／同限度額54,243百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業3.3%、第二次産業30.9%、第三次産業65.9%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)：2006年度当初予算。(6)：2005交付税算定。(7)：2004決算統計。
 (8)：2004年度当初予算額。(9) 基金造成分を含む。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧高崎市	239,904人	16.7%	110.72k m ²	32人	1,439人	0.89	87.2%
旧倉淵村	4,838人	29.0%	127.26k m ²	14人	72人	0.29	87.3%
旧箕郷町	18,835人	17.0%	43.76k m ²	18人	124人	0.48	84.5%
旧群馬町	35,293人	14.7%	21.94k m ²	20人	203人	0.70	83.8%
旧新町	12,562人	19.4%	3.74k m ²	14人	94人	0.54	91.3%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、③住民ニーズの広域化・高度化、⑥行政改革></p> <p>分権時代に対応できる自治能力の向上を図るとともに、行財政基盤を強化し、群馬県の中核都市として地域全体の発展を牽引する役割を担うため、中核市への移行を視野に入れ、合併を推進してきた。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整></p> <p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p>住民への情報公開・情報提供を進めるため、合併協議会だよりやホームページの充実を図るとともに、合併協議会憲章を定め、対等な立場による合併協議を行ってきた。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p> <p><合併推進の具体的な活動></p> <p>政治的な判断を要する案件や調整が困難な案件については、合併協議会の開催前に市町村長・市町村議会議長会議を開催し、事前調整を図った。また、議会においては、3号委員(議会選出の合併協議会委員)会議を開催し、合併関係市町村議会議員の意見の集約と事前調整を図った。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
特になし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
任意合併協議会の際、隣接する吉井町が参加していたが、法定合併協議会移行前に住民投票を実施し、反対多数であったため合併協議から離脱した。現在、隣接する榛名町と法定合併協議会を設置し、合併協議を行っている。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2003年6月、高崎都市圏連携会議（生活圏を一つにする11市町村の首長会議－1999年発足）のメンバーである吉井町長から任意合併協議会の設置についての申し入れがあり、それに呼応する形で、第5回高崎都市圏連携会議の席で高崎市長が10市町村長に提案した。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2003年12月18日～2004年6月25日）	
構成メンバー	首長、助役各1名（助役不在の場合は収入役）、議員各4名、住民各5名、大学等の研究者1名（共通の学識経験者として）、共通の学識経験者として元県企業管理者とNPO法人代表理事 計80名（7市町村参加時の人数 監査2名を除く）
運営上の工夫	任意合併協議会における協議について、住民の皆さんに関心を高めただけのため、構成する7市町村のそれぞれの会場で住民説明会を開催した。また、「任意合併協議会だより」を定期的に発行し、情報提供に努めた。
(6) 法定協議会（設置期間：2004年9月24日～2006年1月22日（高崎市・箕郷町合併協議会） 2004年9月30日～2006年1月22日（高崎地域合併協議会）	
住民発議等	<input checked="" type="checkbox"/> （直接請求）（合併前の高崎市の行政区域に隣接する住民や議員が中心）・住民発議）・無
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各4名、住民各5名、大学等の研究者1名（共通の学識経験者として）、共通の学識経験者として元県企業管理者とNPO法人代表理事、元箕郷町議会議長 高崎地域合併協議会：計47名（4市町村計 監査委員2名除く） 高崎市・箕郷町合併協議会：計24名（2市町計 監査委員2名除く）
運営上の工夫	合併協議会憲章を定め、対等な立場に立った合併協議を行うとともに、合併協議会について興味を持っていただくことを目的に、関係市町村の会場を使用し合併協議会を開催した。また、在任特例を受ける議員の報酬について審議するための小委員会を設置し協議を行った。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫> 他の議案の協議に影響を及ぼさないよう協議する順番等を調整した。	

<p><協議開始および決定の時期></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始:</td> <td>04年10月</td> <td>04年12月</td> <td>04年10月</td> <td>04年10月</td> <td>04年10月</td> </tr> <tr> <td>合意:</td> <td>04年10月</td> <td>04年12月</td> <td>04年10月</td> <td>04年10月</td> <td>04年10月</td> </tr> </tbody> </table>						(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始:	04年10月	04年12月	04年10月	04年10月	04年10月	合意:	04年10月	04年12月	04年10月	04年10月	04年10月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)																	
協議開始:	04年10月	04年12月	04年10月	04年10月	04年10月																	
合意:	04年10月	04年12月	04年10月	04年10月	04年10月																	
<p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p> <p>特になし。</p>																						
<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p>財政規模や都市機能などの面において本市が地域の中核的な都市であることから。</p>				<p>新設・<input checked="" type="checkbox"/>編入</p>																		
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>住民等への十分な周知期間や電算システムの統合をはじめとする事務事業の一元化に十分な時間を確保できること、また、前日、前々日が土日の閉庁日となるため事務上の準備態勢や電算システムの切り替え作業も整い、住民サービスに支障を招かないため。また、新高崎市の議会議員に新年度予算の審議をしていただくため。</p>			<p>2006年1月23日合併</p>																			
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>決定手続：合併協議会で決定。 選定理由：群馬県の中核的な都市として、高崎地域の一層の発展を目指すためにも、歴史的な経緯や知名度から「高崎市」の名称を使用することが適当なことから</p>				<p>公募有・<input checked="" type="checkbox"/>無</p>																		
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>人口や産業が集積しており、交通アクセス、他の官公署との関係などの住民の利便性などから現在の高崎市役所とした。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。</p>			<p><input checked="" type="checkbox"/>既存施設・<input type="checkbox"/>新規建設</p>																			
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。</p>																						
<p>(8) 新市建設計画 (計画の対象：<input checked="" type="checkbox"/>全市 or <input type="checkbox"/>編入された区域)</p>																						
<p>計画の期間：11ヶ年 理由 事業の経費に合併特例債を充当できる期間が合併後10ヶ年度であり、かつ、新市建設計画に基づく必要があるため、計画期間は合併した年度を含め11ヶ年とした。</p>																						
<p><策定に当たっての工夫></p> <p>新市建設計画策定に併せ、事務事業や事業予算のすり合わせ作業を同時に行い、施策体系の構築を図った。</p>																						
<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <p>地域別整備の方針に掲げる重点事業において、地域間のバランスを図る必要があった。</p>																						
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <p>合併する各地域の地域別整備方針をなるべく具体化し、合併後推進していく重点事業を明確にした。</p>																						
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容></p> <p>それぞれの地域の特性が十分に発揮できるよう、地域の実情に応じたきめ細かな対策を考慮するため、各市町村の総合計画を尊重した計画策定に努めた。</p>																						

(方 法) : アンケート方式 (郵送・ <input checked="" type="checkbox"/> 訪問) ・投票方式 旧新町 (名 称) : 高崎地域との合併の是非を問う住民投票 (時 期) : 2004年5月 (対象者) : 有権者 9,931人 (投票率 64.74%) (方 法) : 投票方式	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援: 高崎地域合併協議会支援補助金、高崎市・箕郷町合併協議会支援補助金としてそれぞれ 500万円の補助金の交付を受けた。	
(13) 外部コンサルタントへの委託: 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
委託費	千円
委託内容	

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 人) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間 1年 3ヶ月)) ・ 無
その理由	新市建設計画の適切な実施をはじめ、新市の円滑かつ効率的、一体的な行政運営を推進し、地域の均衡ある発展を目指すためには、地域住民の意向が広く確実に行政に反映される仕組みが必要であるため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2008年7月20日まで農委法第34条を適用) ・ 無
その理由	合併後の新市において、農地行政及び農業振興事業の継続性を確保するため。農業委員会等に関する法律第34条第2項の規定を適用し、それぞれの市町村に設置されている農業委員会の区域ごとに、現行のまま農業委員会を設置。
(3) 三役	
旧高崎市	市長、助役、収入役は引き続き新市の市長、助役、収入役。
旧倉渕村	村長は2006年4月1日～2009年3月31日まで参与(非常勤特別職)に就任、助役、収入役は失職。
旧箕郷町	町長2006年4月1日～2009年3月31日まで参与(非常勤特別職)に就任、助役、収入役は失職。
旧群馬町	町長2006年4月1日～2009年3月31日まで参与(非常勤特別職)に就任、助役、収入役は失職。
旧新町	村長2006年4月1日～2009年3月31日まで参与(非常勤特別職)に就任、助役、収入役は失職。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減>2006年度中に定員適正化計画を策定する予定。 <新規採用の抑制>定員の適正化計画に合わせて採用を抑制。
給与の調整	<給料表の統一>旧高崎市の給料表に統一。 <給与の再調整・再計算> ・管理職員については現行の給料月額及び合併前後の役職名により調整 ・管理職員以外については、入庁時から高崎市の職員として再計算し、現行額より下がる場合には、現給保障。

役職の調整	支所長のみを部長とし、課長及び課長補佐については職員数、ポスト数等を考慮して調整し、それ以外の管理職員は係長とした。その他の職員について、再計算により職名を決定した。	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
関係市町村に支所・出張所なし。		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> (旧高崎市を除く全ての町村)・無	
その理由	合併による行政区域の拡大に伴い、合併前の区域の住民の意見を、それぞれの地域の実情に即した施策に反映させるとともに、きめ細かな行政サービスを提供するため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
市町村民税法人均等割	旧群馬町 (標準税率) その他旧 4 市町村 (制限税率)	合併時に旧高崎市の制度に統一。
入湯税	旧高崎市 1 人 1 日 150 円 日帰り客・教育行事 50 円 旧倉渕村 1 人 1 日 (基本料金 15,000 円超) 150 円 (基本料金 15,000 円以下) 100 円 日帰り客 50 円 教育行事 50 円 旧群馬町 1 人 1 日 (基本料金 6,000 円超) 150 円 (基本料金 6,000 円以下) 100 円 日帰り客 50 円 教育行事 50 円 旧箕郷町 1 人 1 日 150 円 旧新町 1 人 1 日 150 円	合併時に旧高崎市の制度に統一。
都市計画税	旧高崎市 100 分の 0.25 旧群馬町 100 分の 0.2	合併年度の 2005 年度及びこれに続く 2006 年度から 2010 年度までは現行の税率とした。(不均一課税)
(9) 上下水道使用料 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
上水道料金	2012 年度までの間は従前の料金とし、その後事業の執行に支障が生じ	

	る等の料金の見直しが必要となった時点で、旧高崎市の例を基にして段階的に統一に向け調整予定。	
下水道料金	同上。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：旧高崎市の制度に統一したが、旧倉渕村については3年度に限り不均一課税とした）		
賦課徴収方法	旧高崎市 本算定 旧倉渕村 本算定 旧箕郷町 本算定・仮算定 旧群馬町 本算定・仮算定 旧新 町 本算定・仮算定	2005年度は現行どおり。2006年度からは旧高崎市の制度に統一。
所得割	旧高崎市 8.01% 旧倉渕村 7.20% 旧箕郷町 7.00% 旧群馬町 7.40% 旧新 町 7.00%	2005年度は現行どおり。2006年度からは旧高崎市の制度に統一。ただし、旧倉渕村においては2006年度から2008年度までの3年度に限り不均一課税とし、段階的に調整を行い、2009年度に高崎市の税率に統一。
資産割	旧高崎市 25.0% 旧倉渕村 67.0% 旧箕郷町 45.0% 旧群馬町 30.0% 旧新 町 30.0%	2005年度は現行どおり。2006年度からは旧高崎市の制度に統一。ただし、旧倉渕村においては2006年度から2008年度までの3年度に限り不均一課税とし、段階的に調整を行い、2009年度に高崎市の税率に統一。
均等割	旧高崎市 21,000円 旧倉渕村 14,500円 旧箕郷町 20,400円 旧群馬町 22,000円 旧新 町 20,100円	2005年度は現行どおり。2006年度からは旧高崎市の制度に統一。ただし、旧倉渕村においては2006年度から2008年度までの3年度に限り不均一課税とし、段階的に調整を行い、2009年度に高崎市の税率に統一。
平等割	旧高崎市 19,800円 旧倉渕村 15,500円 旧箕郷町 25,200円 旧群馬町 26,000円 旧新 町 27,100円	2005年度は現行どおり。2006年度からは旧高崎市の制度に統一。ただし、旧倉渕村においては2006年度から2008年度までの3年度に限り不均一課税とし、段階的に調整を行い、2009年度に高崎市の税率に統一。
(12) 介護保険事業（調整方針：旧高崎市の制度に統一した）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧高崎市 3,140円 旧倉渕村 3,285円 旧箕郷町 3,100円 旧群馬町 3,184円 旧新 町 3,375円	2006年度に保険料が改定になることから、それまでの間は従前の保険料とし、2006年度から統一することとした。
(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）		
整備方法	旧高崎市のシステムを基本に統一した。	

(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
変更した場合、その内容と理由	旧群馬町については大字名を町名とした。また、多野郡新町が合併により高崎市新町（しんまち）となったため、高崎市の新町（あらまち）をあら町に変更した。

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：30,000百万円／11年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)
(3) 合併による効果	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>合併直後は特別職の失職や審議会の統合による委員報酬の減少による人件費の削減程度となるが、今後は、定員管理による職員の減少や在任特例期間終了後の議会議員の減少による人件費の大幅な削減、事業費などにおけるスケールメリットなどが期待できる。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>新市は、自然・観光をはじめとする様々な資源が点在していることから、それらを有効活用することにより、これまでにないまちづくりの可能性を秘めている。また、水源を有することから、広域的な視点に立った環境施策などの展開により、将来にわたって安心した水の確保が可能になった。</p>	
<p><②サービスの高度化・多様化></p> <p>合併協議に際し、サービス水準は高く、負担は低くを原則に事務事業を調整してきたため、様々な分野の行政サービスにおいてサービスの多様化・高度化が図られた。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><④各地域の歴史、文化、伝統が失われる></p> <p>新市建設計画では、地域独自の文化を継承・発展させるとともに、新市にふさわしい市民の一体感を醸成する市民文化活動を展開し、人々が集い楽しむ芸術文化都市を目指しており、合併後、新「高崎市」誕生記念文化交流イベントを企画し、それぞれの地域の文化活動の振興と交流を通して市民の一体感の醸成に努めている。</p>	
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する></p> <p>新市建設計画の策定にあたり、各市町村で策定している総合計画等にも配慮し、それぞれの地域の特性が十分に発揮できるよう、地域の実情に応じたきめ細かな対策を考慮し、地域全体のレベルアップを実現し、生活水準・文化水準を高める計画としている。</p>	
<p><①役場が遠くなり不便になる></p> <p>町村役場を支所として整備することにより、窓口サービスについてはこれまでと同様に支所において手続きができるとともに、各支所や市民サービスセンターなどの利用（通勤・通学者等）などにより、サービス窓口が増加した。</p>	
(5) 残された課題	
<p>合併に際し、幾つかの公共的団体が統合、もしくは統合に向けた協議を進めているが、依然多くの類似団体が併存している。地域の一体感の醸成という点からも、統合に向けた働きかけを行っていく必要がある。</p>	